



様式第1号 (第1条の2、第5条関係)

育 児 休 業 等 計 画 書

(任命権者)	提出年月日	年 月 日
_____ 殿	所 属 _____	
	職 名 _____	
	氏 名 _____	印

福岡県職員の育児休業等に関する条例第3条第4号又は第11条第5号の規定に基づき、再度の育児休業又は育児短時間勤務の承認の請求をする予定ですので、育児休業等の計画について下記のとおり提出します。  
 なお、下記の記載事項に変更が生じた場合は、遅滞なく届け出ます。

1 請 求 の 別	育児休業	育児短時間勤務
2 請求に係る子		
子 の 氏 名		生年月日 年 月 日生
3 請求者の計画		
請 求 期 間	年 月 日から	年 月 日まで
再度の請求予定期間	年 月 日から	年 月 日まで
4 備 考		

(注) 育児休業等計画書は、育児休業承認請求書又は育児短時間勤務承認請求書と同時に(変更の届出の場合は、記載事項に変更が生じた後遅滞なく)提出するものとする。  
 「請求期間」欄には、育児休業承認請求書又は育児短時間勤務承認請求書に記載した請求期間を記入すること。  
 子の出生前に提出する場合は、「2 請求に係る子」欄の記入は、出生後、速やかに行うこと。  
 変更の届出の場合は、1から3までの記載事項のうち変更する箇所のみ記入すること。  
 該当する にはレ印を記入すること。



様式第3号 (第4条、第8条、第12条関係)

養育状況変更届

(任命権者)

年 月 日届出

\_\_\_\_\_ 殿

所 属 \_\_\_\_\_

職 名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

育 児 休 業  
次のとおり 育児短時間勤務 に係る子の養育の状況について変更が生じたので届け出ます。  
部 分 休 業

育児休業等に係る子が死亡した。

育児休業等に係る子と離縁した(養子縁組の取り消しを含む。)

育児休業等に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した。

育児休業等に係る子を養育しなくなった。

同居しなくなった。 負傷・疾病 託児できるようになった。

その他 ( )

その他 ( )

発生日

年 月 日

(注) 該当する にはレ印を記入すること。

様式第4号 (第7条関係)

育児短時間勤務承認請求書

(任命権者) _____ 殿	請求年月日 年 月 日 請求者 所 属 _____ 職 名 _____ 氏 名 _____ 印								
下記のとおり 育児短時間勤務の承認 育児短時間勤務の期間の延長 を請求します。									
1 請求に係る子	氏 名								
	続 柄								
	生年月日 年 月 日生								
2 請求の内容	育児短時間勤務の承認 育児短時間勤務の期間の延長 再度の育児短時間勤務の承認 (再度の育児短時間勤務が必要な事情を記入)								
3 請求期間	年 月 日から 年 月 日まで								
4 勤務の形態	週 時間 分勤務 <small>(地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項 第1号 第2号 第3号 第4号 第5号 の勤務の形態)</small>								
	<table border="0" style="width:100%;"> <tr> <td style="width:20%; text-align: center;">勤務の日 及 び 時 間 帯</td> <td style="width:20%; text-align: center;">月 ( : ~ : )</td> <td style="width:20%; text-align: center;">火 ( : ~ : )</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">水 ( : ~ : )</td> <td style="text-align: center;">木 ( : ~ : )</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">金 ( : ~ : )</td> <td></td> </tr> </table>	勤務の日 及 び 時 間 帯	月 ( : ~ : )	火 ( : ~ : )		水 ( : ~ : )	木 ( : ~ : )		金 ( : ~ : )
勤務の日 及 び 時 間 帯	月 ( : ~ : )	火 ( : ~ : )							
	水 ( : ~ : )	木 ( : ~ : )							
	金 ( : ~ : )								
5 既に育児短 時間勤務を した期間	年 月 日から 年 月 日まで								
	年 月 日から 年 月 日まで								
6 備 考									

(注) この請求書(育児短時間勤務の期間の延長に係るものを除く。)には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書等)を添付すること(写しでも可)。  
 子の出生前に請求する場合は、「3 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。  
 「勤務の日及び時間帯」欄に掲げられていない日に勤務を希望する場合等当該欄により難しい場合には、「6 備考」欄に必要な事項を記入すること。  
 「6 備考」欄には、(ア)請求に係る子以外に小学校就学前の子を養育する場合においては、その氏名、請求者との続柄及び生年月日を、(イ)請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日を、(ウ)請求に係る子以外の子について現に育児短時間勤務の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等を記入すること。  
 該当する にはレ印を記入すること。

決 裁	職 名				受理年月日 年 月 日
	印				決裁年月日 年 月 日
					承認 不承認

様式第五号の(表)を次のように改める。

様式第5号 (第11条関係)

部分休業承認請求書

(任命権者) \_\_\_\_\_ 殿  
 請求年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日  
 請求者 所属 \_\_\_\_\_  
 職名 \_\_\_\_\_  
 氏名 \_\_\_\_\_ 印

下記のとおり部分休業の承認を請求します。

1 請求に係る子	氏名						
	続柄						
	生年月日	年	月	日生			
2 請求期間 及び時間	期 間			時 間			
	年 月 日から	毎 日	午前	時 分	~	時 分	
	年 月 日まで	その他( )	午後	時 分	~	時 分	
	年 月 日から	毎 日	午前	時 分	~	時 分	
	年 月 日まで	その他( )	午後	時 分	~	時 分	
3 備 考							

(注) この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書等）を添付すること（写しでも可）。  
 部分休業の承認が、職員からの請求に基づき取り消された場合は、その旨を裏面に記入すること。  
 該当する にはレ印を記入すること。

決 裁	職名					受理年月日	年 月 日
	印					決裁年月日	年 月 日
					承認		不承認

附則

この規則は、平成二十二年六月三十日から施行する。

福岡県告示式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。  
福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十二年六月二十八日

福岡県人事委員会委員長 常盤洋一

福岡県人事委員会規則第十八号

福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成十年福岡県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第十条の五を削る。

第十条の六の前に見出しとして「（育児を行う職員の時間外勤務の制限の請求手続等）」を付し、同条第一項中「条例第九条の三第二項」の下に「又は第三項」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、条例第九条の三第二項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない。

第十条の六第二項及び第三項中「条例第九条の三第二項」の下に「又は第三項」を加え、「同項」を「条例第九条の三第二項又は第三項」に改め、同条第五項中「条例第九条の三第二項」の下に「又は第三項」を加え、同条を第十条の五とする。

第十条の七第一項中「条例第九条の三第二項」の下に「又は第三項」を加え、同項第四号を削り、同条第二項中「条例第九条の三第二項」の下に「又は第三項」を加え、「同条」を「これら」に改め、同項第二号中「子が」の下に「、条例第九条の三第二項の規定による請求にあつては三歳に、同条第三項の規定による請求にあつては」を加え、同条を第十条の六とする。

第十条の八中「、第十条の五並びに前条第一項第四号並びに第二項第一号及び第二号」を「並びに前条第二項第一号及び第二号」に、「条例第九条の三第三項」を「条例第

九条の三第四項」に、「条例第九条の三第一項及び第二項」を「条例第九条の三第一項及び第三項」に改め、「介護」との下に「、「条例第九条の三第二項又は第三項」とあるのは「条例第九条の三第三項」とを、「消滅した」との下に「、第十条の五第一項中「ならない。この場合において、条例第九条の三第二項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない」とあるのは「ならない」とを、「第三号まで」との下に「、「これら」とあるのは「同条第三項」とを加え、同条を第十条の七とする。

第十六条第一項第十五号中「含む。」の負傷又は疾病に係る看護を行うため」を「含む。以下この号において同じ。」の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして人事委員会が定めるその子の世話をを行うことをいう。）のため」に、「複数の当該子を有する職員にあつては六日」を「その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が二人以上の場合にあつては、十日」に改める。

第十六条第一項第二十四号を第二十五号とし、第十六号から第二十三号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十五号の次に次の一号を加える。

十六 職員が、条例第十六条第一項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この号において「要介護者」という。）の介護その他の人事委員会が定める世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において五日（要介護者が二人以上の場合にあつては、十日）の範囲内の期間

第十六条第二項中「第十八号」を「第十九号」に改め、同条第三項中「第十九号」を「第二十号」に改める。  
第十九条第二項中「第二十二号及び第二十三号」を「第二十三号及び第二十四号」に改める。

附則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十二年六月三十日から施行する。  
（経過措置）

2 この規則の施行前に使用された改正前の福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則第十六条第一項第十五号の休暇については、改正後の福岡県職員の勤務時間、休暇

等に関する規則第十六条第一項第十五号の休暇として使用されたものとみなす。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県人事委員会訓令第2号

事務局

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年六月二十八日

福岡県人事委員会委員長 常盤洋一

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程（平成十二年福岡県人事委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表第一給与公平課の項第一項を次のように改める。

課 平 公 与 給	名 課
	一 福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成十年福岡県人事委員会規則第五号）に基づく次の事務
1 第三条第一項第一号の規定により、フレックスタイム制において七時間四十五分の勤務時間（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、一日の平均勤務時間）が割り振られる日を定めること。	事 項
2 第三条第三項の規定により、フレックスタイム制において職員の申告どおりに勤務時間を割り振らない場合の基準を定めること。	
3 第三条第四項第二号の規定により、フレックスタイム制において勤務時間の割振りの変更の基準を定めること。	
4 第四条第二項の規定により、フレックスタイム制において勤務時間の申告簿等について必要な事項を定めること。	
5 第六条の二の規定により、休憩時間を一斉に与えないことができる勤務を定めること。	
6 第九条第二項の規定により、国の行事が行われる日で正規の勤務時間において職員に宿日直勤務と同様の勤務を命ずることができる日を指定すること。	
7 第十条の二第七項の規定により、時間外勤務代休時間の指定の手續に關し必要な事項を定めること。	

8 第十一条第三項の規定により、休日の代休日の指定の手續に關し必要な事項を定めること。
9 第十二条の二第一項第一号の規定により、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の年次休暇の日数を定めること。
10 第十二条の二第二項第二号及び第四項の規定により、再任用職員及び任期付短時間勤務職員の年次休暇の日数を定めること。
11 第十二条の二第二項第三号の規定により、年次休暇について、職員として在職していたと同等の取扱いをする法人に準ずる法人と認めること。
12 第十二条の二第五項の規定により、人事交流等職員のうち使用した年次休暇に相当する休暇の日数が明らかでない者の年次休暇の日数を定めること。
13 第十四条第一項の規定により、年次休暇の単位を別に定めること。
14 第十四条第一項の規定により、年次休暇の単位ごとの使用方法について定めること。
15 第十五条第一項の規定により、病気休暇の期間が百八十日となる疾患を定めること。
16 第十六条第一項第四号ロの規定により、ボランティア休暇において活動の対象となる施設を定めること。
17 第十六条第一項第四号ニの規定により、ボランティア休暇について列記された活動以外の活動を承認すること。
18 第十六条第一項第十三号の規定により、出産補助休暇が認められる期間を定めること。
19 第十六条第一項第十九号の規定により、夏季休暇が認められる期間を定めること。
20 第十七条第一項第三号の規定により、介護休暇の要介護者について、事実上父母及び子と同様の関係にあると認められる者を定めること。
21 第二十六条の規定により、勤務の制限又は休暇に關し必要な事項を定めること。

附 則

この訓令は、平成二十二年六月三十日から施行する。